

内容見本 (A5判縮小)

第5章 消費者保護法 185

ス98号283頁)や、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)が制定されたことなどを踏まえ、不当条項として条文化されたものである(消費者庁「一問一答消費者契約法の一部を改正する法律(平成30年法律第54号)」問25、上野一郎ほか・金法2098号44頁)。

平成30年法律第54号改正後の消費者契約法8条の3の規定は、消費者が事業者に対し物品、権利、役務その他の消費者契約の目的となるものを供給することとされている消費者契約の条項については適用されないものとされている(消費契約8条の3括弧書き)。これは、民法において、準委任契約の受任者が後見開始の審判を受けたことが契約終了事由とされていること(民656条・653条3号)などを踏まえたものである(消費者庁「一問一答消費者契約法の一部を改正する法律(平成30年法律第54号)」問26、上野一郎ほか・金法2098号44頁)。

第6 消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等の無効(消費契約9条)

☆ 更新料と消費者契約法9条1号→第9章第4節第1・4(2)イ(ア)(419頁)参照
1 消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等の無効

以下に掲げる消費者契約の消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等は、以下の超過部分が無効となる(消費契約9条)。

- ① 消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の

186 第5章 消費者保護法

条項であって、これらを合算した額が、支払期日の翌日からその支払をする日までの期間について、当該支払期日に支払うべき額から既払額を控除した額に年14.6%の割合を乗じて計算した額を超えるものについては、その超える部分について無効とする。

2 消費者契約法9条1号の平均的損害

- (1) 消費者の責めに帰すべき事由による解除と消費者契約法9条1号 消費者契約法9条1号は、たとえ消費者の責めに帰すべき事由により事業者が解除権を行使した場合であっても、事業者は同号に定める平均的損害を超える金額の損害賠償等を請求することができないとするものである(「逐条解説消費者契約法」[4版] 276頁(1))。

*① パーティ予約取消に伴う平均的損害(東京地判平14. 3. 25判タ1117号289頁)

原告が経営する店舗での料金1人当たり4500円、30~40名でのパーティの予約の開催日から2か月前の解約について、民訴法248条の趣旨に従って、平均的損害を1人当たり4500円の3割に予定人数の平均である35人を乗じた4万7250円と認めた。

② 自動車販売契約解除に伴う平均的損害(大阪地判平14. 7. 19金商1162号32頁)

注文車両は他の顧客に販売できない特注品であったわけではなく、契約締結後2日で解約したのであるから、その販売によって得られたであろう粗利益(得べかりし利益)が消費者契約法9条の予定する事業者が生ずべき平均的な損害に当たるとはいえないとし、原告が取引業者との間で対象車両の確保のために使用した電話代などの通信費がかかっているとしても、その額はわずかであり、事業者がその業務を遂行する過程で日常的に支出すべき経費であるから、消費者契約法9条の趣旨からしてもこれを消費者に転嫁することはできないとした。

(2) 平均的損害の主張立証責任

消費者契約法9条1号は、当該損害賠償の予定等の条項を無効とするものであり、消費者に有利な法律効果をもたらす規定であるから、消

672 第17章 民法一般

第3 時効障害(時効の完成猶予及び時効の更新)

1 時効障害(時効の完成猶予及び時効の更新)事由

(1) 時効障害(時効の完成猶予・更新)事由のまとめ

時効完成猶予事由	時効完成猶予期間	時効更新時
⑦ 裁判上の請求、支払督促の申立て、裁判上の和解・調停の申立て、倒産手続参加(改正民147条1項1号~4号)	・当該事由が終了した時まで ・確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定することなくその事由が終了した場合 →その終了の時から6か月を経過するときまで(改正民147条1項1号)	確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定したとき→各事由が終了した時(①支払督促→支払督促が確定した時、②和解・調停→成立した時、③倒産手続参加→権利の確定に至り、手続が終了した時)(改正民147条2項)
⑧ 強制執行・担保権実行・民事執行法195条の競売・財産開示手続・第三者からの情報取得手続(改正民148条1項1号~4号)	・当該事由が終了した時まで ・申立の取下げ又は法律の規定に従わないことによる取消しによってその事由が終了した場合 →その終了の時から	強制執行・担保権実行・民事執行法195条の競売・財産開示手続・第三者からの情報取得手続の事由が終了した時(申立ての取下げ又は法律の規定に従わないことによる取消

326 第7章 売買関係訴訟

「民事裁判実務の基礎(3版)上」197頁)。

⑦ 履行不能が債権者の責めに帰すべき事由

第2節 売買契約に基づく目的物引渡請求訴訟

☆ 売買契約に基づく所有権移転登記手続請求等→第9章第3節第7(401頁)参照

第1 要件事実

1 売買契約に基づく目的物引渡請求の請求原因

(1) 売買契約に基づく目的物引渡請求の請求原因の要件事実

※ 「改訂紛争類型別要件事実」19頁、村田ほか「要件事実論30講」[4版] 165頁(2)、「10訂民事判決起案の手引(補訂)」事実摘示9頁10・同(民法改正)12頁10

⑦ 売買契約の成立

(2) 目的物が被告の所有であること

売買契約に基づく目的物引渡請求の場合、目的物が被告の所有であることは要件ではない(「改訂紛争類型別要件事実」19頁、「10訂民事判決起案の手引(補訂)」事実摘示10頁注・同(民法改正)13頁注②)。

(3) 代金額の記載

売買契約の要素は、民法555条の規定から、売買の目的物(財産権)と代金額又は代金額の決定方法の合意と解されるから、これらについて具体的に主張立証する必要があるとされている(村田ほか「要件事実論30講」[4版] 166頁)。しかし、売買契約に基づく目的物引渡請求において、代金額が争点とならないものについては、代金額の支払について争い

一般民事事件における各種論点を網羅した決定版!

紛争類型編

〔三訂版〕

一般民事事件 論点整理ノート

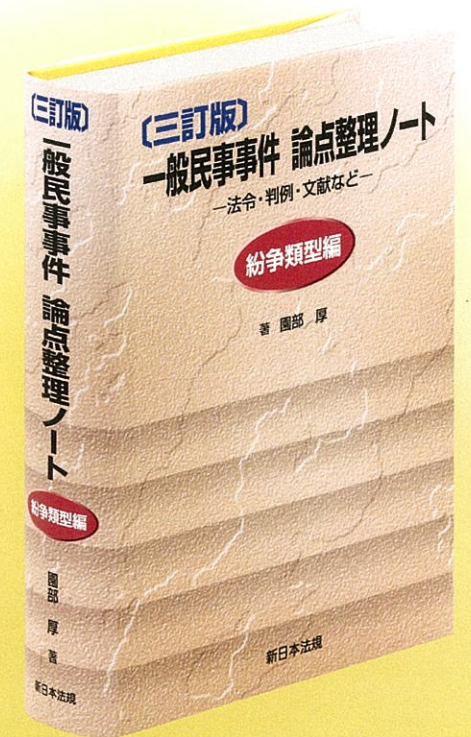
一法令・判例・文献など一

著 園部 厚 (古河簡裁判事)

三訂版の特色

民法(債権法)をはじめ、特定商取引に関する法律、消費者契約法、割賦販売法、労働基準法などの改正に伴って内容を全面的に見直しました。また、最新の裁判例や文献、実務の動向等に基づいた内容の改訂も行っています。

- ◆ 貸金・消費者保護法・労働・保証債務・不法行為などの事件の類型別に、民事事件上の論点を解説・整理のうえ、それに基づく法令・判例や文献等をまとめています。
- ◆ 押さえておくべき情報を簡便に検索することができるよう、【事項索引】、【判例年次索引】、【法令索引】を充実しています。



A5判・総頁870頁
定価 8,360円(本体7,600円)
送料570円

0120-089-339 受付時間 8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)
WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>
E-mail eigy@sn-hoki.co.jp



法令情報を配信!

総合法令情報企業として社会に貢献



公式Facebookページ
法律出版社ならではの情報を発信



掲載内容

第1章 貸金関係

- 第1節 貸金返還請求**
第1 貸金返還請求の要件事実
第2 利息・損害金・保証料・媒介手数料について
第3 期限の利益
第4 過剰と信、過剰貸付け
第5 平成18年法律第115号改正前貸金業法旧43条(貸金旧43条)
第6 取立行為の規制(貸金21条)
第7 貸金業者の取引履歴等開示義務
- 第2節 過払金返還請求(不当利得返還請求)**
第1 過払金返還請求権(不当利得返還請求権)
第2 過払金返還請求(不当利得返還請求)の付帯請求
第3 過払金の貸金への充当
第4 過払金返還請求権(不当利得返還請求権)の消滅時効
第5 免責後の過払金返還請求
第6 民法704条後段の損害(民704条後段)
第7 貸付金返済額全額についての返還請求
第8 貸金の譲渡・貸金業者の倒産と過払金返還請求権
第9 和解・調停・決定等後の過払金返還請求
- 第3節 準消費貸借**
第1 準消費貸借契約に基づく貸金返還請求の請求原因
第2 準消費貸借契約に基づく貸金返還請求の抗弁

第2章 信販関係事件

- 第1 割賦販売法の規制について
第2 割賦販売(割賦2条1項)の残代金請求
第3 ローン提携販売(割賦2条2項)による求償請求
第4 信用購入あっせんによる立替金等請求
第5 一括請求等のための催告
第6 割賦販売法における契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限
第7 個別信用購入あっせんにおけるクーリング・オフ(割賦35条の3の10、35条の3の11)
第8 過量販売契約の解除等
第9 不実告知・重要事項故意不告知による販売契約等及び与信契約等の取消し抗弁権の接続
第10 適用除外
第11 所有権留保
第12 不正使用カード等の利用代金請求について
第13 クレジット契約と保証

第3章 リース契約

- 第1 リース契約の意義
第2 リース料等請求の要件事実
第3 転リース
第4 ファイナンス・リース契約と倒産手続
第5 リース契約におけるその他の問題点

第4章 通信料等請求関係事件

- 第1節 携帯電話通信料金請求事件**
第1 携帯電話契約の意義
第2 携帯電話契約に基づく通信料金請求の請求原因
- 第2節 固定電話(加入電話)通話料金等請求事件**
第1 固定電話(加入電話)契約の意義
第2 固定電話(加入電話)契約に基づく通話料金等請求の請求原因
第3 固定電話(加入電話)契約に基づく通話料金等請求における抗弁

第5章 消費者保護法

- 第1節 消費者契約法**
第1 消費者契約について
第2 消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し(消費契約4条)
第3 事業者の損害賠償の責任の免除又は責任決定権限付与の条項の無効(消費契約8条)
第4 消費者の解除権を放棄させる条項等の無効(消費契約8条の2)
第5 事業者に対し消費者が後見開始等の審判を受けたことを理由とする解除権を付与する消費者契約の条項の無効(消費契約8条の3)
第6 消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等の無効(消費契約9条)
第7 消費者の利益を一方的に害する条項の無効(消費契約10条)
第8 他の法律の適法(消費契約11条)
- 第2節 特定商取引に関する法律(特定商取引法)**
第1 総説
第2 訪問販売
第3 通信販売
第4 電話勧誘販売
第5 連鎖販売取引
第6 特定継続的役務提供
第7 業務提供誘引販売取引
第8 訪問購入
第9 ネガティブ・オプション
- 第3節 金融商品の販売等に関する法律(金融商品販売法)**
第1 金融商品販売法
第2 金融商品販売法5条に基づく損害賠償請求
- 第4節 電子消費者契約に関する民法の特例に関する法律(電子消費者契約特例法)**
第1 電子消費者契約に関する民法の特例
第2 電子消費者契約において表意者に重過失があるときの特例

第6章 預貯金返還

- 第1 要件事実
第2 預貯金の過誤払事例について(受領権者としての外観を有する者に対する払戻し(民478条))
第3 偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律(預貯金者保護法)について
第4 誤振込みと預金債権
第5 振り込み詐欺事案

第7章 売買関係訴訟

- 第1節 売買代金請求訴訟**
第1 要件事実
- 第2節 売買契約に基づく目的物引渡請求訴訟**
第1 要件事実
第2 不動産の売主の目的物引渡債務と買主の代金支払債務

第8章 労働関係

- 第1 労働者概念
第2 賃金
第3 退職金請求
第4 解雇予告手当金
第5 労働基準法114条の付加金

第9章 不動産関係訴訟

- 第1節 不動産明渡請求訴訟**
第1 所有権に基づく返還請求権としての不動産明渡請求の要件事実

- 第2 引渡しと明渡しについて
第3 建物全部の明渡請求に対し一部明渡しを命ずること
第4 共有と明渡請求
- 第2節 建物取去(退去)土地明渡請求訴訟**
第1 所有権に基づく建物取去土地明渡請求
第2 建物退去土地明渡請求
- 第3節 登記関係訴訟**
第1 総論
第2 所有権に基づく妨害排除請求権としての所有権移転登記抹消登記請求権等
第3 真正な登記名義の回復を原因とする抹消に代わる所有権移転登記手続請求権時効取得を原因とする所有権移転登記手続請求権
第4 所有権に基づく妨害排除請求権としての所有権移転登記抹消登記請求権
第5 所有権に基づく妨害排除請求権としての所有権移転登記及び所有権移転登記抹消登記等の請求
第6 売買契約に基づく所有権移転登記手続請求等
第7 中間省略登記について
第8 更正登記について
第9 登記引取請求権
第10 請求事項と判決事項

- 第4節 賃貸借関係訴訟**
第1 賃貸借一般
第2 賃料債権
第3 敷金返還請求権
第4 賃貸借契約終了に基づく建物明渡請求
第5 民法上の存続期間満了による土地明渡請求訴訟
第6 賃貸借契約終了に基づく建物取去(建物退去)土地明渡請求訴訟
第7 賃貸借契約終了に基づく目的物返還請求における付帯請求としての履行遅滞に基づく損害賠償請求訴訟
第8 賃借権存在確認請求訴訟

- 第5節 所有権確認訴訟**
第6節 マンション管理費等請求訴訟
第1 マンション管理費等請求の要件事実
第2 マンション管理費等請求における遅延損害金
第3 マンション管理費等請求における弁護士費用
- 第7節 農地等売買関係訴訟**
第1 農地・採草放牧地の権利移転等の制限
第2 農地・採草放牧地の売買に伴う請求
- 第8節 境界確定訴訟**
第1 筆界特定制度との関係
第2 境界確定請求の請求の趣旨
第3 境界確定訴訟の訴額
第4 境界確定訴訟の当事者適格
第5 境界確定訴訟の要件事実
第6 裁判所の審理

第10章 動産引渡請求訴訟

- 第1節 動産引渡請求事件**
第1 動産引渡請求訴訟における要件事実
- 第2節 自動車移転登録手続等請求事件**
第1 自動車検査登録制度について
第2 自動車移転登録手続等請求における請求の趣旨・認容判決主文
第3 自動車移転登録手続等請求における請求の原因

第11章 請負関係

- 第1節 請負契約に基づく報酬支払請求訴訟**
第1 請負代金請求の要件事実
第2 遅延損害金について
- 第2節 請負一般について**
第1 請負に伴う建物所有権の帰属

第12章 保証債務関係

- 第1 保証債務履行請求の要件事実
第2 保証契約の書面性
第3 保証人と主債務者の関係
第4 根保証契約
第5 保証人の主債務者に対する求償請求
第6 共同保証人間の求償請求
第7 保証債務と時効

第13章 譲受債権関係

- 第1 譲受債権請求
第2 二重譲受人に対する債権確認請求

第14章 債務不存在確認訴訟

- 第1 債務不存在確認訴訟の請求
第2 債務不存在確認訴訟の要件事実
第3 債務不存在確認訴訟の判決

第15章 不法行為関係訴訟

- 第1節 不法行為一般**
第1 一般不法行為に基づく損害賠償請求の要件事実
第2 被侵害利益
第3 慰謝料について
第4 因果関係
第5 損害額の認定
第6 弁護士費用
第7 不法行為債務の遅延損害金
第8 相殺禁止(民509条)
第9 使用者等の責任
第10 民法718条(動物占有者の責任)に基づく損害賠償請求
第11 被害者側の過失(民722条2項)
第12 共同不法行為
第13 謝罪広告(民723条)
第14 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)について
第15 国家賠償請求について
第16 不法行為に基づく損害賠償請求権の期間制限
- 第2節 交通事故に基づく損害賠償請求**
第1 損害の分類
第2 物件損害(物的損害、物損)
第3 人身損害(人的損害、人損)
第4 弁護士費用
第5 不法行為債務の遅延損害金
第6 被害者側の過失
第7 損益相殺(損害のてん補)
第8 不法行為における損害額の算定式
第9 後発的損害の請求
第10 不法行為に基づく損害賠償請求権の期間制限
第11 運行供用者責任に基づく損害賠償請求
第12 保険会社に対する被害者請求訴訟
第13 保険地位による不法行為に基づく損害賠償請求訴訟

第16章 不当利得関係訴訟

- 第1 不当利得返還請求
第2 契約取消し・無効による給付物返還請求(不当利得に基づく利得物返還請求)不当利得返還請求の付帯請求について
第3 悪意の受益者の民法704条後段の損害賠償責任

- 第5 利得した物を第三者に売却処分した場合の返還すべき利益の範囲

第17章 民法一般

- 第1節 意思能力・行為能力**
第1 意思能力
第2 未成年であることを理由とする取消し
- 第2節 意思表示**
第1 意思表示の効力
第2 心裡留保(民93条)
第3 通謀虚偽表示(民94条)
第4 錯誤(民95条)
第5 詐欺・強迫を理由とする取消し(民96条)

- 第3節 代理**
第1 代理の要件事実
第2 代理に関する事実認定の問題点

- 第4節 期限**
第5節 時効関係
第1 取得時効
第2 消滅時効
第3 時効障害(時効の完成猶予及び時効の更新)
第4 時効の援用

- 第6節 物権関係**
第1 背信的悪意者について
第2 即時取得
第3 占有回収の訴えと本権の訴え
第4 囲繞地通行権
- 第7節 債権関係**
第1 自然債務
第2 法定利率
第3 債務不履行関係
第4 債権の消滅
第5 契約締結上の過失について
第6 同時履行の抗弁権
第7 契約の解除
第8 売買の目的物の契約の契約不適合責任
第9 その他契約について

- 第8節 相続関係**
第1 相続の要件事実
第2 相続の効力
第3 占有と相続

第18章 商事上の請求権

- 第1 商人性
第2 商業登記
第3 保険契約に基づく保険金請求
第4 手形・小切手金請求
第5 会社法関係

第19章 執行関係訴訟

- 第1節 取立訴訟**
第1 取立訴訟の管轄
第2 簡易裁判所の取立訴訟における代理
第3 請求
第4 取立訴訟の要件事実
第5 その他取立訴訟進行上の問題点
第6 取立訴訟における判決の効力
- 第2節 混合供託による差押債権者の供託金還付請求権確認訴訟**
第1 混合供託による差押債権者の供託金還付請求権確認訴訟
第2 混合供託による差押債権者の供託金還付請求権確認訴訟における和解

- 第3節 請求異議訴訟**
第1 請求異議訴訟の請求
第2 請求異議訴訟の要件事実
第3 請求異議訴訟における主張の可否
第4 請求異議訴訟における判決
第5 請求異議訴訟における和解、請求の認諾・放棄
- 第4節 第三者異議訴訟**
第1 第三者異議訴訟の事件名
第2 第三者異議訴訟の要件事実
第3 第三者異議訴訟における判決
第4 第三者異議訴訟における和解、請求の認諾・放棄
第5 その他の問題点

- 第5節 執行文付与の訴え**
第1 執行文付与の訴えの目的
第2 執行文付与の訴えの当事者
第3 執行文付与の訴えの管轄裁判所
第4 執行文付与の訴えの訴額
第5 執行文付与の訴えの請求の趣旨・請求認容判決主文
第6 執行文付与の訴えの請求原因
第7 執行文付与の訴えにおける審理
第8 執行文付与の訴えにおける認容判決後の執行文の付与

- 第6節 執行文付与に対する異議の訴え**
第1 執行文付与に対する異議の訴えの管轄
第2 執行文付与に対する異議の訴えの訴額
第3 執行文付与に対する異議の訴えの請求の趣旨・請求認容判決主文
第4 執行文付与に対する異議の訴えの要件事実

- 第7節 配当異議の申出等をしなかった者の不当利得返還請求**
第1 配当異議の申出等をしなかった抵当権者の不当利得返還請求
第2 配当異議の申出等をしなかった一般債権者の不当利得返還請求
第3 配当異議の申出等をしなかった債務者の不当利得返還請求
- 第8節 執行不能に備えた代償請求**
第1 代償請求の請求
第2 代償請求の要件事実

第20章 その他

- 第1節 弁護士法、司法書士法**
第2節 宅地建物取引業法
第3節 放送受信契約
第1 放送受信契約、放送受信料債権
第2 受信機設置者に対する放送受信料等請求の請求の趣旨・認容判決主文
第3 受信機設置者に対する放送受信料等請求の請求原因
第4 受信機設置者に対する放送受信料等請求における抗弁

各種一覧表

索引

- 事項索引
- 判例年次索引
- 法令索引

●内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

新日本法規出版株式会社

本社 総務本部 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地

札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1
名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号

大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
(2021.2)51001561